

答申保第18号

平成23年4月28日

(諮問保第22号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について、不存在を理由に不開示とし、又はその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年6月25日付けで保有個人情報開示請求を行った。開示請求に係る個人情報の内容を要約すると、次のとおりである。

ア 平成18年2月23日及び平成18年4月13日における

「私に應對し、苦情・相談を聴取した特定職員が私自身からの苦情・相談内容を記録・記入した、メモ・ノート等における開示請求者自身の個人情報」及び「実地調査において〇〇（以下「特定介護事業所」という。）の証言者等の聴取内容を記録・記入したメモ・ノート等における、開示請求者自身の個人情報」（以下「開示請求(1)」という。）

イ 「特定行為の苦情・相談、そして私からの特定職員に対する苦情そのものを記録・記入したメモ、ノート等における本件開示請求者の個人情報」及び「実地調査、不作為による実地検査により特定介護事業所の特定行為における聴取内容を記録したメモ、ノート等における開示請求者自身の個人情報」（以下「開示請求(2)」という。）

ウ 平成19年1月において、特定職員が電話で特定行為の事実について確認しながら、詳細に説明した際に存在するメモ、ノート等に記入・記録している特定行為に限定しない開示請求者の個人情報（以下「開示請求(3)」という。）

エ 「報告書」を基に、特定介護事業所から聴取した内容を記入・記録し、又は、「訪問拒否をしている」と断定している特定職員のメモ、ノートにある開示請求者の個人情報（以下「開示請求(4)」という。）

オ 特定介護事業所の平成18年2月以降の監査において、開示請求者の個人情報を「不作為」の監査の目的の為に利用することを開示請求者が同意したとする公文書・特定職員のノート又は開示請求者の同意書たる個人情報（以下「開示請求(5)」という。）

カ 「訪問の拒否をしていない」とする開示請求者の苦情・相談は同一であるにもかかわらず、監査においては私が「訪問の拒否をしている」という事実認定である。よって、平成18年9月27日の開示請求者の新しい証拠による苦情・相談を平成18年12月5日付報告書にさしかえるという事前の同意をしたと証明する開示請求者の同意書、特定職員のメモ・ノート等に存在する開示請求者の確認書・確認メモの個人情報（以下「開示請求(6)」という。）

キ 平成18年9月27日の苦情・相談における開示請求者の個人情報を平成18年4月以前の介護保険法に遡及させてもいかと事前に通知あるいは同意した私の同意書・職員のメモ・ノート等に存在する開示請求者の確認書・確認メモの個人情報（以下「開示請求(7)」という。）

ク 平成18年2月23日・4月13日の実地調査の苦情・相談たる開示請求者の個人情報を監査の結果内容と差し替えてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報。（以下「開示請求(8)①」という。）また、平成18年9月27日の監査の結果を既に結果を出している実地調査と差し替えてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報（以下「開示請求(8)②」という。）

ケ 平成19年1月18日の実地検査の実施日を特定職員が確認し、開示請求者に間接的に通知したメモ・ノートに存在する開示請求者が「訪問拒否をしている」個人情報と共に、それに付随する開示請求者の個人情報（以下「開示請求(9)」という。）

コ 平成18年9月27日の開示請求者自身が訪問拒否し、特定行為に及んだとする間違っただ特定介護事業所の介護保険課への報告に対し、それでも実地調査の結果と差し替え、開示請求者に責任があるとしてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報（以下「開示請求(10)」という。）

これに対し、実施機関は、平成20年7月25日付け介保第119号で保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年9月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分において、存否応答拒否とした不開示理由について取り消し、公開するとの決定を求め、また、文書不存在について、公開するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求(1)

- (ア) 処分理由説明書で「メモ・ノートは組織的に用いるものではない」を不開示理由に加えたことは、メモ・ノートが存在しているという前提・証明である。
- (イ) 2度の回答書が介護保険課からの送付・発信であれば、苦情、相談がメモ・ノートに存在するもので、明らかに組織的に用いられたものである。
- (ウ) 条例第15条の規定により、権利利益を保護するために開示される必要がある。
- (エ) メモ・ノートから受付票に転記されて実地調査に移行したもので、メモ・ノートは組織的に用いられたなものでもない。
- (オ) 特定介護事業所で聴取したその公務員の行為自体、組織的に用いるためにメモ・ノートを持ち出したということである。
- (カ) 県は異議申立てに対する決定書において、「検査所見等を個人のノートにメモし…検査所見等を参考にしながら協議・検討の上」と組織的に用いることを認めている。行政処分につながるかを意見する行為自体組織的である。

イ 開示請求(2)

- (ア) 仮に、本件開示請求の内容文中「〇〇」がその事実を窺わせるものと認定し、評価したとしても、監査においてその結果は逆転し、平成18年12月5日付け報告書を、開示請求者が訪問の拒否をしているとする公文書として県が認定している。その事実を窺わせる可能性は特定介護事業所については消滅している。よって、条例第13条第3号アは該当しない。
- (イ) 今までメモ・ノート等に対して、「メモ・ノートは組織的に用いるものではない」と評価しているものであれば、たとえ本件開示請求内容文中において特定行為のその事実を窺わせる表現があったとしても、不開示理由は「メモ・ノートは組織的に用いるものではない」となるはずである。組織的に用いるものではないメモ・ノート等に記入されているのであれば、条例の開示請求に対して条例から拒否するはずである。それをしていない。メモ・ノートも公文書であるということである。
- (ウ) 県は「特定職員に対する苦情」に決定で一切触れていない。
- (エ) 特定行為が既に明らかであったのであり、「人の生命、生活、健康、財産」が破壊されている。
- (オ) 条例第13条第2号ただし書イ該当で開示義務が生じ、かつ同号ただし書ウにおい

ても開示義務が生じる。

- (カ) 「特定職員に対する苦情」に条例第13条第3号アの保護を求めることは違法不当である。県と特定介護事業所が口裏を合わせていることになると請求者は嫌疑を払拭できず、これは人の生命・生活を破壊している。
- (キ) メモ、ノートには特定介護事業所の名称、特定の人名の記入がなく、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるものではない。
- (ク) 請求内容の9月27日は9月29日の誤りで、27日であれば文書不存在である。

ウ 開示請求(3)

- (ア) 条例第13条第3号アを不開示理由としたのは、特定介護事業所を保護しながら、「詳細に説明した」その事実を否定し、隠滅するためである。
- (イ) 上記イ(ア)、(イ)に同じ。
- (ウ) 開示請求者以外の権利利益を害するおそれが仮にあるとしても、条例第13条第2号ただし書アの「知ることが予定されている」情報に該当する。また、同号ただし書イに該当する。
- (エ) 上記(ウ)により、条例第14条の部分開示義務が生じる。また、条例第13条第2号ただし書ア、イ、ウに該当する。
- (オ) 法人とも、個人とも記入しておらず、名称不詳の事業所を保護するのであれば、マスキングして開示すればよいことである。
- (カ) ケアマネージャーには不利益となる記述は一切ないことから、部分開示の義務がある。
- (キ) 条例第13条第3号アで保護するほどの情報は皆無で、開示することにより特定介護事業所が不利益を被る情報は存在しない。

エ 開示請求(4)

- (ア) 監査の結果を出した公文書とその報告書として認定しているものであり、特定行為の事実を窺わせるものではないという判断となる。その結果、特定介護事業所のその事実を窺わせる事実が消滅し、開示請求者が訪問の拒否をしているとの判断に至っているのであり、存否応答拒否は条例第13条第1号及び第2号が不開示理由となるものである。
- (イ) 上記イ(イ)に同じ。
- (ウ) 既に開示している監査調書では特定介護事業所名を開示している。つまり、開示することにより「当該法人等の正当な利益を害するおそれがある」に該当しないと県の判断である。
- (エ) 「訪問拒否している」との公文書が残存している。
- (オ) 開示されても県が勝手に類推する案件は皆無であり、条例第13条第3号アを該当させることは違法不当である。

オ 開示請求(5)

- (ア) 監査の結果を出しているのであるから、組織的に用いたノートがあり、その中に開示請求者の同意書が存在する。
- (イ) 明らかに開示請求者の苦情・相談の利用目的が変更され、利用目的以外に利用されている。県は、何らかの方法により開示請求者の同意書を作成したものである。利用目的が変更されている以上、公文書が存在する。

カ 開示請求(6)

- (ア) 平成18年12月5日付け報告書を県は公文書として認定し、監査結果を出している。結果を出している以上、条例の規定により本人の同意が必要で、同意書がない以上、苦情・相談の事実を、裁量権以外の県の恣意的判断・権力で文書不存在として真実を隠蔽することはできない。文書不存在ではない。
- (イ) 上記イ(ク)に同じ。

キ 開示請求(7)

- (ア) 平成18年9月の改正介護保険法に基づく苦情・相談から監査となったが、監査の結果、平成18年2月の「苦情・相談」に差し替え、同時に平成18年4月以前の旧介護保険法に差し戻している。
- (イ) 上記イ(ク)に同じ。
- (ウ) 上記カ(ア)に同じ。
- (エ) 県の説明は、法の遡及があり請求者の同意はノートに存在するが、それは組織的に用いられておらず、公文書ではないという説明と、ノートに同意を類推する確認書があり違法性がないという説明で、これは処分理由説明になっていない。不法行為に該当する。
- (オ) 結果を出している以上、同意が必要で、同意書がなければ、条例に逸脱する。自分は同意をした覚えが全くなく、何らかの方法で作成された同意書を開示する義務がある。

ク 開示請求(8)

- (ア) 上記イ(ク)に同じ。
- (イ) 上記カ(ア)に同じ。同意書を取得・作成していないとする説明は矛盾が生じる。
- (ウ) 上記キ(ア)に同じ。

ケ 開示請求(9)

- (ア) 監査の結果、訪問拒否の事実として、特定介護事業所からの平成18年12月5日付け報告書を、県は公文書として認定している。メモ・ノートを公文書として認めているのであり、取得・作成していないものではない。

コ 開示請求(10)

(ア) 存否応答拒否とすることは、平成18年12月5日付け報告書を開示請求者が訪問拒否をしているとする公文書として断定、明言している以上、苦情・相談の利用目的の変更の同意書が存在しているものとする裏付けそのものである。

(イ) 上記イ(ク)に同じ。

(ウ) 今まで、実地調査・監査調書は開示できており、ともに特定介護事業所名にマスキングがない。同意したとする個人情報において、特定介護事業所は何ら不利益を被らない。

(エ) 特定行為は監査においても、実地調査においても公表されていない。実地調査・監査調書は開示されていることとあいまって、条例第13条第3号アに該当しない。

(オ) 上記カ(ア)に同じ。それは条例第13条第3号アで保護されるものではない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、概ね次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

上記2(1)の開示請求内容に同じ。

(2) 不開示決定の理由

ア 開示請求(1)及び(9)

開示請求のあった文書は、職員が個人用ノートに自らの便宜のために備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書に該当しない。

イ 開示請求(2)、(3)、(4)及び(10)

仮に特定行為の事実があったとすれば、その事実は当該事業所にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、その情報を公にすることは、当該事業所の権利、その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件請求の対象文書の存否を答えることは、当該事業所が特定行為を行ったという事実の有無という条例第13条第3号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第16条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行った。

なお、条例第13条第3号ただし書では、不開示情報であっても人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、その情報の性質から開示しなければならないと規定しているが、これには該当しない。

ウ 開示請求(5)、(6)及び(7)

開示請求のあった文書は、職員が個人用ノートに自らの便宜のために備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していない

ことから、条例の適用を受ける公文書に該当しない。

また、開示請求者からの同意書等当該開示請求文書に対応する公文書は、取得・作成していないため、存在しない。

エ 開示請求(8)

開示請求者からの同意書等当該開示請求文書に対応する公文書は、取得・作成していないため、存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月20日	諮問を受けた。
11月28日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
12月15日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成21年1月21日	異議申立人から意見書を受理した。
1月26日	異議申立人から追加意見書を受理した。
平成22年8月23日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月24日	諮問の審議を行った。
平成23年1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
3月28日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関は文書不存在又は保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としているが、不開示理由に重複するものもあることから、審査会において、不開示とした部分を不開示理由ごとに次のとおり整理し、それぞれの不開示理由の妥当性について判断することとした。

(3) 審査会の判断

ア 開示請求(1), (5), (6), (7)及び(9)について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求(1), (5), (6), (7)及び(9)に係る対象保有個人情報は、次のとおりである。

開示請求(1) 特定日の異議申立人から聴取した苦情・相談を記録・記入したメモ
・ノート等における異議申立人の個人情報及び実地調査において特定介護事業

所の証言者等の聴取内容を記録・記入したメモ・ノート等における異議申立人の個人情報

開示請求(5) 異議申立人の個人情報を特定月以降の監査のために利用することを異議申立人が同意したとする公文書、職員のノート又は異議申立人の同意書における異議申立人の個人情報

開示請求(6) 異議申立人の苦情・相談を特定日付の報告書に差し替えるとの事前の同意を証明する異議申立人の同意書、職員のメモ・ノート等における異議申立人の確認書・確認メモの個人情報

開示請求(7) 特定日の異議申立人からの苦情・相談の個人情報を法改正以前に遡及させていか通知・同意した異議申立人の同意書、職員のメモ・ノート等に存在する異議申立人の確認書・確認メモにおける異議申立人の個人情報

開示請求(9) 実地検査実施日を職員が確認し、異議申立人に通知した際のメモ・ノートにおける「訪問拒否をしている」異議申立人の個人情報及び付随情報

実施機関は、上記請求内容に係る公文書は、職員が個人用ノートに備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しない、また、同意書等は取得・作成しておらず存在しないため不開示としたとしている。

異議申立人は、組織的に用いられたメモ・ノートが存在する、また、同意書は存在する、裁量的開示をすべきである等と主張していることから、文書不存在を理由とする不開示の妥当性及び裁量的開示について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

開示請求の対象については、条例第11条において「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、「保有個人情報」とは、条例第2条第3項において「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と規定されている。

また、「公文書」については、鹿児島県情報公開条例第2条第2項において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

なお、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用、保管又は保存されている状態のものと考えられる。

そうすると、開示請求(1)、(5)、(6)、(7)及び(9)について、当該実施機関の職員が

備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

また、同意書・確認書・確認メモについても、いずれも取得・作成していないため、存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

念のため、当審査会が委員及び事務局職員をして、苦情・相談及び特定介護事業所の監査、実地検査に関する公文書を調査させたところ、当該公文書の中に開示請求(1)、(5)、(6)、(7)及び(9)に対応する保有個人情報は確認されなかった。

(ウ) 開示請求(1)の裁量的開示（条例第15条）について

a 条例第15条について

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

b 裁量的開示について

異議申立人は、開示請求(1)について、「権利利益を保護するために開示される必要がある」として、裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記(イ)のとおり本件対象保有個人情報は存在せず、実施機関が条例第15条に基づく裁量的開示を行わなかったことについて検討する余地はない。

したがって、開示請求(1)、(5)、(6)、(7)及び(9)について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、開示請求(6)及び(7)について、異議申立人は「9月27日は9月29日の記載の誤りである。」としていたことから、委員等をして調査させたところ、9月27日ではなく9月29日の苦情相談受付票が確認された。したがって、9月27日分の請求に対し、9月29日分について「取得・作成していない」と決定したこととなるが、調査の結果、9月27日についても、同様に請求内容に対応する保有個人情報は確認されなかったことから、実施機関の判断は、結論において妥当である。

イ 開示請求(2)、(3)、(4)及び(10)について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求(2)、(3)、(4)及び(10)に係る対象保有個人情報は、次のとおりである。

開示請求(2) 特定日の異議申立人からの特定行為の苦情・相談，職員に対する苦情及び特定介護事業所の特定行為における聴取内容を記録したメモ・ノート等における異議申立人の個人情報

開示請求(3) 特定月に異議申立人に電話で特定行為の事実について確認した際に存在するメモ・ノート等における異議申立人の個人情報

開示請求(4) 特定介護事業所から聴取した内容を記入・記録し，又は「訪問拒否している」と断定した職員のメモ・ノートにおける異議申立人の個人情報

開示請求(10) 特定行為についての介護保険課への報告に対し，実地調査結果と差し替え，異議申立人に責任があるとしてもいいと同意した異議申立人の個人情報

実施機関は，仮に特定行為の事実があったとすれば，その事実の有無は条例第13条第3号の不開示情報に該当し，請求内容に係る保有個人情報の存否を答えることは，当該事業所が特定行為を行ったという事実の有無を開示することになるとして，条例第16条の規定により，保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行ったとしている。

異議申立人は，申立人が訪問の拒否をしているとする公文書を県が認定しており，特定行為の事実を窺わせる可能性が消滅し，第13条第3号アには該当しない，開示により当該事業所が不利益を被る情報は存在しないと主張していることから，条例第13条第3号の不開示情報該当性及び同第16条の保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

(イ) 法人等情報（条例第13条第3号）該当性について

a 条例第13条第3号アについて

条例第13条は，「実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き，当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。この条各号の不開示情報のうち，同条第3号は「法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。」とし，同条第3号アでは「開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については，同条第3号ただし書に該当する場合を除いて，不開示とすると規定している。

b 条例第13条第3号ア該当性

開示請求(2), (3), (4)及び(10)はいずれも特定行為に関連した請求であり、これらの請求に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が特定行為を行ったという事実が記録されていると考えられ、これらの情報は同条第3号本文前段の法人等に関する情報に該当することは明らかである。

開示請求(2), (3), (4)及び(10)に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が異議申立人の主張しているような特定行為を行ったという情報が記録されているものであろうが、本件対象保有個人情報に記載されているとされる情報は当該事業所にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、当該情報が記載されている保有個人情報を開示することは、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号アに該当するものと認められる。

c 条例第13条第3号ただし書該当性

条例第13条第3号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

開示請求(2), (3), (4)及び(10)に係る保有個人情報に記載されているとする当該事業所が特定行為を行ったという事実の有無について、同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

(ウ) 保有個人情報の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

a 条例第16条について

条例第16条は、「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は保有個人情報の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めたものである。

b 処分の妥当性について

開示請求(2), (3), (4)及び(10)に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、上記(イ)で述べたとおり、条例第13条第3号アに該当すると認められることから、開示請求(2), (3), (4)及び(10)に係る保有個人情報の存否を答えることは、当該事

業所が特定行為を行ったか否かという、条例第13条第3号アの不開示情報を開示することになることから、実施機関が保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当であると認められる。

ウ 開示請求(8)①及び②について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求(8)①及び②に係る保有個人情報は、平成18年2月23日及び同年4月13日の異議申立人の苦情・相談の個人情報を監査の結果内容に差し替えてもいいと同意した異議申立人の個人情報及び同年9月27日の監査の結果を実地調査と差し替えてもいいと同意した異議申立人の個人情報である。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は、上記請求内容に係る保有個人情報は、取得・作成しておらず、存在しないとして不開示としている。

これに対し異議申立人は、平成18年12月5日付け報告書が存在し、結果を出している以上同意書が必要であり、文書不存在ではないと主張している。

そこで、当審査会では、委員及び事務局職員をして、異議申立人に係る苦情・相談の有無及び文書の存在について確認させたところ、異議申立人に係る平成18年2月23日の苦情・相談の記録は確認できたが、開示請求(8)①に対応する保有個人情報は確認されず、異議申立人に係る同年4月13日の苦情・相談があったことは確認できなかった。

また、異議申立人は「9月27日は9月29日の記載の誤りである。」としており、既述のとおり、9月27日ではなく9月29日の苦情相談受付票が確認されている。委員等による調査の結果、9月27日及び29日について開示請求(8)②に対応する保有個人情報は確認されなかった。

したがって、開示請求(8)①及び②について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。